

くらしの相談員があなたの連絡を待っています

日頃の様々な悩みや 心配事の相談にのります

安平町では5月16日から、「安平町くらしの相談員」を早来地区は安平町保健センター、追分地区は安平町ぬくもりセンターに配置します。

日常生活で困っていることや悩み事があれば、お気軽に相談してください。また、消費生活、虐待、配偶者による暴力などの相談に対しても、お話を伺い、関係機関と連携を取らせていただきます。

くらしの相談員は、町民のみなさま一人ひとりに、十分な時間をかけて大切に対応させていただきます。ぜひよろしくお願ひします。

※ただし、民事相談（隣人とのトラブル、離婚相談、お金の貸し借り等）につきましては、お受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

	相談員	窓口相談開設日時		巡回訪問日時	
				(相談者宅への訪問等)	
保健センター	神谷和夫氏	月・火・木	9時～16時	水・金	9時～12時
ぬくもりセンター	渡邊輝夫氏	月・水・金	9時～16時	火・木	9時～12時

※相談員の詳しい紹介については、5月20日発行のスマイルにてご案内します。

※巡回訪問日は、電話に出ることが出来ませんので、窓口相談開設時に下記の連絡先へ電話してください。

— 安平町くらしの相談員への連絡先 —

安平町保健センター ☎ 080 - 6085 - 2262

安平町ぬくもりセンター ☎ 080 - 6085 - 2263

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

暮しのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

広げよう

地域に根ざした思いやり

私たち民生委員児童委員の
“あい言葉”です

民生委員児童委員は、
地域の誰もが幸せで
安心した生活を
おくれるように応援します。

何か心配ごとがありましたら
民生委員児童委員にご相談ください。

民生委員児童委員の中には、
子どものことを専門に担当し、
活動する「主任児童委員」もいます。

いずれも任期は3年間です。

もちろん個人の秘密は守ります。



民生委員児童委員の家は
青い門標が目印です。

財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

